

学校法人共立女子学園評議員報酬規程

令和2年4月1日改正

目 次

- 第1条 (目的)
- 第2条 (報酬の支給方法)
- 第3条 (補則)
- 第4条 (改廃)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人共立女子学園（以下「学園」という。）評議員（学園の役職員は除く）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給方法)

第2条 評議員に対する報酬の支給の時期は、次に定める時期とする。

- 2 評議員に対する報酬は、年額30万円とし、6月と12月に2分の1を支給する。
- 3 報酬は、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附則 本規程の制定に伴い「学校法人共立女子学園役員・評議員報酬規程」は廃止する。